

# 令和3年第3回川西町 議会定例会会議録

令和3年9月1日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

## 出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

## 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

令和3年9月1日 水曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第56号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 報告第6号 令和2年度川西町一般会計等健全化判断比率について

日程第 5 報告第7号 令和2年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

日程第 6 議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 7 議第52号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について

日程第 8 議第53号 川西町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第55号 町道路線の認定について

日程第10 議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第3号)

日程第11 議第47号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案の委員会付託

日程第17 議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議第40号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第19 議第41号 令和2年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議第42号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 議第43号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 議第44号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定について

○決算審査の結果について監査委員の報告

日程第24 発議第25号 特別委員会の設置について

日程第25 請願の付託

請願第5号 米の需給調整に関する請願

請願第6号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げを求める意見書提出についての請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告をいたします。

去る7月1日、南陽市において第53回置賜三市五町議会連絡協議会定例会が開催されました。会議では、令和2年度事業報告がなされました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には相田克平米沢市議会議長、副会長には私、鈴木幸廣がそれぞれ選出されました。

次に、8月11日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、置賜広域行政事務組合交流拠点施設（余熱利用施設）改修工事請負契約の締結について、置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター焼却施設定期整備請負契約の締結についてが提案され、それぞれ原案のとおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

---

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から、6月以降の町政の報告をさせていただきます。

6月11日から24日まで、第2回川西町議会定例会が開催されました。

6月23日、山形県土地家屋調査士会と、災害時における被災者支援に関する協定締結式を行いました。この協定は、山形県土地家屋調査士会が、県内の自治体との災害協定を進めているもので、県内では9市町村、置賜管内では、米沢市、南陽市、飯豊町の3市町と協定締結が行われており、本町で10市町村目となります。有事の際に、山形県土地家屋調査士会の協力を得ることで、不動産の表示に関する登記や土地の筆界に関する相談、筆界特定の手続に関する相談等により、生活再建の迅速化が期待されております。

6月30日、川西中学校において第1回川西町総合教育会議を開催いたしました。G I G A スクール用情報機器として整備を行ったタブレット端末について、生徒への貸与式を行った後、タブレット端末を使用した授業を参観し、I C Tを活用した授業について意見交換を行いました。また、第2期川西町教育等の振興に関する大綱、アクションプランの進捗状況を確認しました。

7月7日、役場庁舎において災害発生時に備えた災害対策本部設置訓練を実施しました。訓練は、町の対策本部の拠点を役場庁舎庁議室に設置することを確認し、山形地方气象台、国土交通省山形河川国道事務所、置賜総合支庁、米沢警察署など防災対応関係機関の参加を得ながら、インターネットを利用した通信訓練をはじめ、災害対策本部長から各部への災害時の対応を指示する災害対応指示訓練を実施しました。本部では、災害における情報収集用のモニターや電子黒板などの資機材を用い、本番での活用を想定した訓練、意見交換を行いました。

7月8日、令和3年度第1回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署生活安全課から、最近の犯罪等の発生状況について報告の後、令和3年度川西町民生活安全推進大会並びに川西町生活安全推進協議会表彰の実施について協議をいただき、関係機関、団体と連携し、町民の生活安全を推進することを確認しました。

同じく、7月8日、令和3年度第1回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の交通事故発生状況について並びに令和3年度春の交通安全県民運動実施結果について報告を行いました。協議では、令和3年度、県の交通安全推進計画を確認、“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施計画について協議いただき、関係機関、団体と連携し、町民が安全に生活できるよう、事業の推進を図ることといたしました。

7月12日、米沢警察署と防災行政無線を利用した防犯情報等の広報に関する覚書の締結を行いました。この覚書は、凶悪事件や特殊詐欺等の事件が発生するおそれのある前兆事案等が発生した場合に、米沢警察署の依頼によって、町防災行政無線を利用して、地域住民へ防犯情報を広報することにより、地域住民の安全・安心を確保することを目的としております。

8月1日、川西ダリヤ園開園式を開催いたしました。昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染予防のため、規模を縮小し、近隣市町の関係者等35名の方々にご臨席を賜りました。式典においては、三菱鉛筆株式会社山形工場より昨年に引き続き、川西ダリヤ園の文字とロゴマークに加えて、本町で製造されたことを示すMADE IN KAWANISHIの文字が印刷された開園記念鉛筆を寄贈いただき、開園以降、ダリヤ園に入場された小学生以下のお子さんにもれなく入場記念としてプレゼントしております。新型コロナウイルス感染予防対策を十分に講じながら、訪れる方々にダリヤの魅力を発信してまいりたいと考えております。なお、天候不順が続き、ダリヤの生育が不良のため、8月中には、入場料無料として開園してまいりました。

8月3日、川西町行政評価システムに基づき、令和2年度実施事業における外部評価について、川西町まちづくり委員会より報告を受けました。まちづくり委員会では、令和2年度実施事業のうち3政策9施策について、6月から7月にかけて2つの小委員会で評価を行った後、全体会で評価を取りまとめられ、その報告をいただいたものであります。

8月23日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

8月23日、令和3年度第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和2年度国民健康保険事業や決算の状況等について報告し、今後の保険事業について意見交換を行いました。また、国民健康保険事業を安定して運営するため、保険事業の推進と医療費の抑制等について説明し、今後の被保険者の状況や医療費の推移により、保険税の見直しの検討をすることを確認いただきました。

8月29日、川西町総合防災訓練を実施しました。今年度も、新型コロナウイルスの感染が拡大しているため、東沢地区での実施訓練は中止とし、役場庁舎内で本部設置訓練、各地区自主防災組織との通信訓練を実施しました。災害想定を豪雨災害とし、本部体制の設置確認や各地区自主防災組織をインターネット回線で結んだ通信訓練、避難誘導訓練、災害協定を結ぶ各団体組織等との通信訓練を実施しました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

6月3日、川西町民総合体育館自家発電装置設置工事、落札金額660万円、落札者、有限

会社安藤電気工事代表取締役、安藤幸一、以下16件の入札を執行いたしましたので、記載のとおりであります。ご覧いただきたいと思います。

以上で町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番橋本欣一君、10番淀 秀夫君、ご両名をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日9月1日より9月21日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

---

◎議第56号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議第56号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第56号 教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員会、金子正美氏が令和3年9月30日付で任期満了となるため、提案するものであります。

教育委員会委員の任命について、次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記、住所、川西町大字上小松3093番地、氏名、金子正美、生年月日、昭和31年2月8日。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長 ただいま、町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

- 議長 起立多数。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

金子正美さんの入場を求めます。

教育委員に任命、同意されました金子正美さんにごあいさつをお願い申し上げます。

- 教育委員 ただいま、議会の皆様方からご同意をいただきまして、引き続き教育委員として務めさせていただくことになりました金子正美です。

新たな教育課題が山積する中ではございますが、甚だ微力ではございますが、これまでの経験を生かし、さらに研さんを重ねながら、最後まで職責を全うできるよう努めてまいりたいと存じます。

議員の皆様、そして、町当局職員の皆様方には、これまで以上のご指導を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

- 議長 金子正美さんには、本町教育行政発展のため、ご活躍をご期待申し上げます。  
○教育委員 よろしく申し上げます。

---

◎報告第6号 令和2年度川西町一般会計等健全化判断比率について

- 議長 日程第4、報告第6号 令和2年度川西町一般会計等健全化判断比率について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

- 町長 報告第6号 令和2年度川西町一般会計等健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和2年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。



○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第6号 令和2年度川西町一般会計等健全化判断比率についてご報告申し上げます。

報告の本文については、ただいま町長が申し上げましたとおりでございます。

令和3年9月1日提出、町長名でございます。

具体的な数値につきましては、先に、もう一枚の資料、こちらのカラーコピーの資料でございますが、こちらから説明をさせていただきます。

こちらの資料は、ただいまの報告第6号並びに次の7号共通の資料となっておりますが、先に第6号の部分でございます。令和2年度までの川西町の財政健全化判断比率についてでございます。

前段、財政健全化法の特徴といたしまして、従来の法律の中では、一般会計の赤字比率が標準財政規模の20%を超えると赤字再建団体となり、その前の注意喚起の段階がなかったということがございまして、新しい財政健全化法の中では、事前の注意喚起ということで、早期健全化、いわゆるイエローカードと言われる部分と財政再生基準、レッドカードと言われる中での二段階でチェックするという事にされたものでございます。

平成20年度決算から一定の基準を超えた場合は、健全化に向けた計画を策定し、早急に財政改善に取り組むということになっております。

なお、これらの判断比率の基準となります標準財政規模、こちらを分母として計算をいたしますが、こちらの説明がございませうけれども、令和2年度の標準財政規模は66億1,360万1,000円となっております。

令和2年度の健全化判断比率の状況であります。まず1つ目、実質赤字比率、これは一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合となっております。令和2年度は、横のバー表示となっております。これは、赤字が発生していないという表示でございますので、そのようにご理解いただければと存じます。続いて、2番目、連結実質赤字比率であります。一般会計に特別会計などを加えた全会計の実質赤字比率が標準財政規模に占める割合となっております。こちら、令和2年度は横のバー表示となっておりますので、全体の中でも赤字が発生しておらないという状況でございます。続いて、3つ目でありまして、実質公債費比率、一般会計の借入償還額と特別会計等の償還に対する負担額が標準財政規模に占める割合となっております。令和2年度は12.9%、前年度の令和元年度の数値13.1%と比較しますと、0.2ポイントマイナスとなっております。続いて、4つ目、将来負担比率、一般会計の借入

れの残高に、特別会計や一部事務組合等に将来的に一般会計から負担すると想定される金額等を加えた額が標準財政規模に占める割合となっております。令和2年度は145.5%、前年度と比較しますと11ポイントプラスとなっております。

なお、5番については、7号の報告の数値となっております。

これら全体につきまして、議会に報告した後、町のホームページ等で公表したいと考えてございます。

それでは、報告の本文のほうをご覧くださいと思います。

表紙1枚めくっていただきまして、総括表①健全化判断比率の状況（令和2年度決算）、ございます。

上段の部分に山形県川西町、その右側に、ただいまご報告を申し上げました実質赤字比率から4つの項目について数値が記載されてございます。この計算式となります標準財政規模については、下段の左側に記載している金額となります。説明の中で申し上げました、いわゆるイエローカードについては下段の上の部分、早期健全化基準、いわゆるレッドカードの部分はその下の財政再生基準、それぞれの項目の数字になってございます。

1枚めくっていただきまして、これらの数値、算定の内容でございますが、まず総括表②、こちら、左上の部分、連結実質赤字比率の状況ということで、まず1つ目が、左上の一般会計の部分で、その実質赤字比率（%）という欄をご覧くださいと思います。

一般会計の実質収支額がプラスの数字、いわゆる黒字と計算されておりますので、実質赤字比率の欄では、マイナス2.44%と表示されてございます。このマイナス表示につきましては、この表の下の米印の部分にございます。実質収支または連結実質収支が黒字である場合、実質赤字比率または連結実質赤字比率は負の値で表示されますということで、マイナス表示でありますから、黒字であったというふうに読み取りいただければというふうに思います。

続いて、2つ目の数値になりますが、一般会計の下のところに、国民健康保険事業特別会計以下3会計ございます。

こちら、それぞれ実質収支額、こちら、いずれもプラスの数字となっております。これに、右側の列になりますが、法適用企業の中では水道事業会計、法非適用事業の中では水道並びに農集排事業の特別会計、これらを全て合わせましたものが連結実質赤字比率、こちら、マイナス7.02ということでマイナス表示ですので、こちら、黒字であったというふうにご覧いただきたいと思います。

続いて、3つ目の数値になりますが、次のページ、総括表③実質公債費比率の状況。こち

らの表は、過去3か年の平均を出して、その年度の数値、実績となります。

この表の中で、平成30年度から令和2年度、3段書きになってございますが、それぞれ計算式の中では、まず左上の①元利償還金の額、こちらが計算の基本となります。いわゆる、その年度で幾ら借金の返済を行ったかというのが基となりますが、そのほか、④公営企業に要する経費の財源とするというふうになっておりますが、水道事業会計、下水道事業会計、農集排会計、これらの特別会計に、一般会計から、いわゆる繰出しをする金額が④の欄でございます。次に、⑤であります、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金ということで、川西の場合ですと、置賜広域行政事務組合並びに置賜広域病院企業団、こちらの負担金になります。⑥については、公債費に準ずる債務負担行為に係るものということで、この表の一番下に、(参考)ということで⑥の内訳が書いてありますが、この中で、国営土地改良事業に係る負担金の分が加算されます。続いて、⑦一時借入金の利子ということで、①から⑦まで合計したものが分子の基本となります。

その中段、ご覧いただきたいのですが、⑫標準税収入額、⑬普通交付税、⑭臨時財政対策債、この3つを加えたものが、先ほど申し上げました標準財政規模の額となります。これが分母の基本となります。

また、上の段に戻っていただいて、⑧については、それぞれ起債の償還に充てる特定財源。この場合ですと、公営住宅の使用料ですとか都市計画税、こちらを差し引くということになっております。その右側、⑨事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、⑩災害復旧費による基準財政需要額、⑪密度補正によりというふうにあります、⑨から⑪については、いわゆる地方交付税で借入金の返済に算入される、いわゆる交付税で戻ってくる分ということで、分子と分母、それぞれから差引きいたしまして、それぞれの年度で計算をいたします。

中段の右側になりますが、3か年の平均をして算出した12.9%が令和2年度の数値というふうになります。こちらが、前年度から比較して0.2ポイントマイナスとなってございました。

最後であります、総括表④将来負担比率の状況でございます。これは単年度だけではなくて、将来にわたってどれぐらいの、いわゆる借金の返済負担等が見込まれているかという数字になります。

この表の下に計算式がございますけれども、分子の左側になります。将来負担額Aという部分がこの表の上の段になります。こちらが、まず地方債の現在高、いわゆる借入金の残高、

その隣が債務負担行為に基づく支出予定額、将来の負担を約束している分、その左から3列目になりますが公営企業等繰入見込額、これは、水道、下水道、農集排事業特別会計に対しての一般会計から支出する見込みの額となります。4列目が、組合負担等見込額、一部事務組合等に将来的に負担する見込みの額となります。あと、退職手当負担見込額、これは、今現在の職員が全員退職した場合に、どれぐらいの負担額が生じるかという計算式に基づいた金額となります。

これから、その中段にあります充当可能財源等ということで、今現在持っている基金、あと充当可能特定歳入ということで、公営住宅の使用料ですとか、都市計画税ですとか、借入金の返済に使えるという目的の歳入、また基準財政需要額算入見込額、これは交付税の中で、いわゆる戻しがあるといいますか、交付税の算定の中に算入されるもの、これを分子の中で差引きます。

計算式の下の部分になりますが、標準財政規模Cから算入公債費等の額D、これは先ほど③の表で申し上げました交付税算入される金額、これも差し引いて、純粋に将来的に負担する金額の割合を算出したものが下段の右側になります。145.5%となり、前年比11ポイントプラスとなっております。

これにつきましては、一番最初の計算になります左上の部分、地方債の現在高、こちらが新庁舎建設によりまして、借入金の額が、これまでと比較して増えたということによって、数値が伸びたという状況になってございます。

説明については以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 簡単にお尋ねしたいと思いますけれども、まず最初に、監査委員の意見書の刷りもの、町長、大変やんばいに、前のジョイントとじだけでなく、意見書らしい形に書類を整えられたことは、これは一つの改善かなというように思います。

監査委員の方に意見を申し上げる場ではありませんけれども、ここの、今、提案理由に、監査委員の意見書もつけて提案ということでございますので、もう少し代表監査委員も含めて、議会からも出しておるんですけれども、どういうところを重点に監査したかというのを、もう少し議員に伝わるような何か工夫をお願いしたいと。書類を見れば分かるべということではなくて、今後ひとつ、その辺はもう少しキャッチボールできるような体制を、まず最初に、ちょっとお願いをしておきたいと思います。

そこで、監査委員の監査報告書、意見書と課長からあった財政の比較の報告の内容を見ますと、まず最初は、担当から黒字なんだと、町長、黒字なんだと。心配はないんだと、こういう報告ですよ、計数的には。

ところが、提案にありますとおり監査委員の意見書を見ますと、随所に厳しい内容について指摘をされていると。まず、町民も、黒字で川西町の財政は安泰なんだという実感がないという声大きいですよ。これはなぜなのでしょう、お尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 財政健全化法につきましては、もう15年前になりますけれども、夕張市で、一般会計のみならず、特別会計でも収支のやりくりをしながら、財政破たんを発見できなかったということがありまして、法律改正をされて、このようなスタイルになったところでもあります。できるだけ、一般会計のみならず、特別会計、さらには他の団体へ負担しているものなど含めて、総体として町の財政状況をチェックするという示されたものであります。

ただいま高橋議員からいただいた町全体の財政状況はどうなのかということにつきましては、大きな事業を抱えてきましたので、投資的な経費が大きかったということもあって、ある意味、事業については集約化、もしくは選択をして対応してきた経過がございますので、町民の皆さんが期待されている内容に100%応えているかということについては、ご批判もあるのかなというように思いますが、新庁舎をはじめ、災害対応等の取組に注力してきたということをご理解いただきながら、しかし、将来的にも安定した町政運営ができるような財政運営をしてみたいので、そのことについて、単年度、単年度については、このような形で黒字を結んでおりますが、将来にわたって運営できるように、今後とも事業等については、精査をして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 私、お尋ねしているのは、町長、夕張の話を聞いているんでないんです、私の質問は。夕張の話を聞いているんでなくて、川西町の、いわゆる内容はどうかと。

繰り返しになりますけれども、監査委員の意見書、見ようですけれども様々指摘があります。今、町長からあったとおり、様々な事業も整理をしてやらなければならない状況だと。町民の要望に、皆、応えることできないんだと、お話でございまして。これがなぜだかということをお尋ねしているんです。

これは、計数的には黒字だ、大丈夫だということですが、何が、私、一般質問でも出してありますのでこれ以上はやめますけれども、そこで個別でお尋ねする予定でございまして、

やめますが、今、報告されている内容で、担当課長からは黒字だ、計数からいけば大丈夫だということですが、何が原因だというふうにお考えですかと。このことをお尋ねしているんです。

でしょ、あなた自身も、町民に大丈夫だ、心配するなということをおっしゃっているでしょう。何が心配なくて何が駄目なんだという、ここのことを何回も、同じことの繰り返しをお尋ね申し上げておりますけれども、今回は今回で何が厳しい内容なんですか。分かりやすくご説明いただきたい、これが質問です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 本町の財政状況につきましては、これから提案させていただきます令和2年度の決算各会計についてご審議いただく中で、議論を深めていただくことになるわけではありますが、歳入の状況についてなかなか伸びないということがございます。

やはり、税収が伸びないということが大きな課題でありまして、交付税に依存する確率が高くなっているという中で、一方で高齢化等が進みまして、扶助費等が全体の負担を圧迫しているという意味では、財政の硬直化が進んでいるということは十分認識しているところでありますが、そういう中にあっても、町民福祉の向上については最大限努めてまいりました。それを踏まえながら、健全財政を目指してまいりたいと考えております。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 地方交付税も含め支援いただけるものが厳しいとあれば、当然やるメニューも減らしながら町政をしていく。

これは、ごくごく当たり前なやり方だと思いますが、そうでなく、無理にこれをやっていくんだということになれば、何かのほうにしわ寄せが行くのは当たり前であって、その辺を、もう少し丁寧に説明いただきながら執行していただきたいというのが、議員としての指摘なんです。

そういうふうにはやっぺらっしゃるでしょうけれども、それが伝わってこない。それで、各課に何か具体的なことを申し上げると、金がない、予算がないと口癖のようになっていると、これがなぜだかと、こういうことなんです。繰り返し聞きますけれども、何が原因なんですか、今の町長、原田さんの話だけではなかなか理解できない。

一般質問等でも若干触れますのでちょっと予告的に申し上げるならば、この経常収支比率というのは、監査委員の20ページにもありますけれども、94.2%というのは、20ページにあります、経常収支比率94.2%だという報告なんです、前年度より増加していると。

これは、標準財政規模というものも前からあったんでしょけれども、標準財政規模の何%以上、財調関係5%望ましい。こういうものについての、今、経常収支比率などについても、国のです、その指針もあると思うんです、例えば。そういうようなものに照らし合わせた場合どうなんだかということ、我々も勉強しなきゃならないんです。

この点、内容はそれ以上はやめますけれども、いずれにしても、大変だ、大変だというのは、この数字では、何回も繰り返して恐縮です。黒字だ、大丈夫だということですが、なぜ、大変なのか。町民のニーズに応えた内容がここまでならでき、これ以上はできないという、ここは、ぜひ今まで以上に工夫していただいて、分かる、町民目線に立った町政執行に努めていただきたいというふうに要望を申し上げますけれども、重ねて質問を申し上げます。

なぜ、大変なんですか。入ってくるものが少なければ出していくものを少なくする。これ、当たり前のことであって、それができない状況は何なのか、こういうふうになりますけれども、お尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ご報告申し上げたのは、単年度、単年度の収支状況について、将来的な負担も含めてご報告を申し上げたものでありまして、そういう意味では、国が示す健全化法にのっとった形で、計算式に基づいた報告をさせていただきます、イエローカード、レッドカード等に発生する資金不足等はないわけでありまして、その意味では、国の示す指導に対応させていただきます。

監査報告からいただきました経常収支比率との兼ね合いでありますけれども、ここでお話しする内容ではないと思いますが。

言ってしまうと、義務的経費が多くて、100%になれば、ほとんど人件費、扶助費という形で義務的経費になりますので、投資的な経費が圧縮されているということございまして、町民の皆さんに、様々な判断で、支援する内容などについては圧縮されるということになりますので、経常収支比率を下げるためには、負担増といいますか、負担を賄えるだけの税収の確保など、収入の確保を図っていくことが必要と捉えているところであります。

○議長 ほかに、

13番伊藤寿郎君。

○13番 私からは、先ほどの高橋議員からありました工夫という言葉から、ご依頼申し上げますけれども、町の財政健全化比率、いわば、家に置き換えれば家の家計

簿、赤字だったか、黒字だったかと。

このコロナ禍の中、大変な生活されている方がいらっしゃる場所なので、お願いというか、私、議員になってからも、健全化比率の表ですね。町報並びにホームページ、また議会では議会広報紙で、10月発行号のものにも出させていただくところでございますけれども、議員やっても、なかなかバー表示を、説明があつて我々も分かりますし、赤字が発生していないということも十分分かるんですけども、やはり町報やホームページで同じようにこの比率のグラフというかその表示があつても、なかなか公開するには、多分、問題はないかなと思うんですけども、やっぱり一般の町民の方を考えればもう少し工夫がほしいかなと。

その工夫ができるかどうか、確認したいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

赤字比率のバー表示が、一般の方には分かりにくいということでございます。議会に対しての報告については、国の様式に定まっておりますので、こちらのほうでご報告とさせていただきますが、町民の方にお示しする場合には、そういった規定、ある程度弾力的に考えられるかと思えます。

どのような形が最適かちょっと検討させていただいて、分かりやすくご説明できるようにしたいと考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○13番 ご丁寧な答弁ありがとうございました。

我々、議会広報も、この比率に関しても、また町から提出から表示にしても、町民の方に分かりやすく、今どういう状況かということをご皆さんで考えられるような表示の工夫を考えたいと思いますので、ぜひそのあたりもご検討願えるようお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

---

◎報告第7号 令和2年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

○議長 日程第5、報告第7号 令和2年度川西町水道事業会計等資金不足比率について町長の報告を求めます。



町長原田俊二君。

○町長 報告第7号 令和2年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、令和2年度の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、報告第7号 令和2年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

令和3年9月1日提出、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、A3版の資料、こちらのほうで説明を申し上げたいというふうに思います。

資金不足比率に関する算定様式ということでございまして、まず、この表の上段、2段については上水道事業、この内容でございます。下段の2段については下水道事業ということで、下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業の内容になっております。

最初に、上水道事業、こちらのほうをご報告申し上げます。

上水道事業については、共通事項に記載しておりますが、地方公営企業法の法適用企業という中でございます。

標準財政規模については、これは、先ほど坂野課長からもあったとおりでございまして、同じ金額でございます。

一段上の表の右側、2の①表、こちらのほうから説明を申し上げたいと思います。

公営企業会計に係る資金不足等ということでございまして、まず、(1)の額でございますが、これについては、流動負債 a でございますが、この金額から控除企業債等 b を引いた額になりまして、金額的には5,291万2,000円というところでございます。この控除企業債等の b でございますが、この内容につきましては、建設改良等、この財源に充てるための借入れ、企業債、この額でございます。

続きまして、右側のほうにあって、今度は(3)になるわけですが、(3)については流動資産の額でございます。2億8,733万4,000円というところでございまして、この流動資産の内容については、現金、それから未収金、それから貯蔵品等の金額となっております。

す。

2段目のほうに移りまして、(4)、(5)には該当ございませんので、(6)でございますが、令3条1項の額・令4条の額ということになります。これについては、健全化に関する法律施行令に基づいて、ここには資金の不足額、それから資金譲与額を記載するという欄になっております。この算定については、先ほど申し上げました(1)の部分の数字から(3)、この数字を差引きの数字を記載することになっておりまして、この金額として、負の数字になっておりますが、2億3,442万2,000円というような額でございます。この数字については負の数字でございますが、この負の数字ということは、資金不足が生じていないというような状況でございます。

(7)はございませんで、(8)については、資金不足額・剰余金額として、先ほど、(6)の額から負のところを取りまして、2億3,442万2,000円というような数字になるところでございます。

(9)については資金不足額でございますが、これは、資金不足が生じていないということでバーの表示になっているところでございます。

次の(10)でございますが、(10)については、営業収益の額から受託工事収益の額、これを差し引いた金額になりまして、これについては4億2,194万3,000円というところでございます。この(10)の数字が、(12)の水道事業の事業の規模というところで同額の金額を記載しているところでございます。

2段目の表の一番右側であります。標準財政規模比ということでございますが、これについてでございますが、この算定については、(8)でございますので2億3,442万2,000円、この数字を標準財政規模66億1,360万1,000円、これで割った数字になりまして、3.5%というような数字となったところでございます。一般的に、この数字が高いと健全化であるというように言われているところでございます。ちなみに、令和元年度の%については、3.4というところでございます。

続きまして、下段、2つでございますが、下水道事業のほう説明を申し上げます。

下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業ともに、法の非適企業ということになります。

1段目のほうが、下水道事業の特別会計になりますので、こちらのほうからご説明を申し上げます。

2①の表、ご覧いただきたいと思いますが、(1)については、下水道事業特別会計の歳

出額を記載しております。5億2,723万7,000円でございます。

(3)の額でございますが、(3)については、歳入の額5億4,167万円から繰越明許でございますが、3万1,000円ほどでございます。これについては、令和3年度に繰り越したところの一般財源に用いる額でございますが、3万1,000円でございます。これを差し引きまして、この表の一番右、でございますが、未収特定財源t6というところでございますが、543万2,000円、これについては、令和3年度に繰越明許した部分の国庫補助金に当たる部分でございます。歳入額から先ほどの3万1,000円を差し引いて543万2,000円を足しますと、(3)の数字になるところでございます。

下段にいきまして、(6)の部分でございます。(6)の部分については資金不足の額ということになりまして、(1)から(3)の額を差し引いた額になりまして、負の数字でございますが、1,983万4,000円ということでございますので、資金不足は生じていないというところでございます。

(9)についてはそのようなところで、バー表示をしているところでございます。

(10)でございますが、(10)については、営業収益の額から受託工事収益の額、これを差し引いた額になります。この金額については下水道の使用料ということになりまして、この金額が(12)の事業の規模というところでございます。

一番右の標準財政規模比ということでございますが、算式は先ほどと同じでございますので、この算式を用いますと、0.3%というような額になるところでございます。

続きまして、農業集落排水の特別会計でございます。

歳出額については9,826万2,000円でございます。(3)の数字については歳入額のみになりますので9,882万5,000円と、下段の(6)になりますが、(1)から(3)を差し引いて、負の数字、マイナスでございますが、56万3,000円ということでございますが、この内容で資金不足は生じていないというところで、(9)についてはそのような表示になっているところでございます。

(10)については、営業収益の額から受託工事の収益の額ということでございますが、受託工事等はございませんので、これは農業集落排水にある使用料の金額となっております、1,305万8,000円というところで、これが(12)の事業の規模というところになるところでございます。

最後の比率でございますが、0.0という表示でございますが、これは、(8)の数字が小さいものですから、数字的には0.0しか表れないというような内容になっているところござ

ざいます。

最後に、上水道、それから下水道事業トータルしての内容でございますが、ちょうどこの資料の2段目の真ん中でございますが、(14) 合計という欄ございまして、これが3つの会計の(8)の数字を足したもの、これが2億5,481万9,000円というような数字になりまして、この数字を標準財政規模で割った数字が3.9という数字になるところでございます。

以上、報告を申し上げさせていただきます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 これも、数字の計数上の問題だというふうに言えば、さっき町長の答弁も、えなこと言うというか、かちんとくるというか、示せという数字を国から言われているから、出すだけだと言わんばかりの答弁のように私は聞いたんですが、そのようなことでなく、ひとつ丁寧に分かりやすく説明を、副議長からもありましたけれども工夫して、あまり乱暴な言い方をされては、民主主義国家でありますから、アフガンではないから、よろしくお願ひしたいと。

担当課長から水道事業について資金不足は生じていないと、資金不足は生じていないから心配するなど、以下、数字はこのとおりだという内容であります。

これも、監査委員の意見書を添えてというふうになってはいますが、監査委員の意見書、立派なものありますよね。このページの最後に、老朽管の更新の工事というものもやれと、老朽管の更新工事、老朽管。さらに、漏水防止ということも明確に、毎回、毎回出ますけれども、こういう指摘がございます。

この漏水で言えば、置広水を買って、2年度の方は後で審査ありますけれども、ざっと約1,500万、2,000万ぐらいに近い水を漏水しているわけですから、捨てているような状況でしょう、現実問題。すばらしい金額ですよ、もったいないですよ。漏水ゼロなんていうことはあり得ないでしょうけれども、でありますから、差し引きすれば分かる計算であって、買っている量と売っている量の差引きです。漏水防止、もう、やるべきだと、当然であります。監査委員の意見書です。

老朽管の更新も、これ、アスベストですね、石綿管、やれと。これは、さっきの内容と、町長、ちょっと違いますよね。これは当然やらなければならない。先ほどの一般会計関係は、これは、質素儉約しながらやるべきことはやらなければならないけれども、大型事業についてはいかがなものかという指摘もあるわけで、この、今、提案上がっている水道。やっぱり

大変な資金繰りの中でも取り組んでいけという指摘です。これ、なぜ取り組まないんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 過去の経緯を話しすると大変なことになるんですけども、平成19年に、水道企業会計が資金不足として表れまして、10%を超えれば、経営健全計画を立てて指導を仰ぐということになるわけでありまして、その早期健全化のために一般財源等を投入しながら、さらには水道料金の見直しなど、経営改善計画を立てさせていただきました。その折に、その10か年計画の中では、投資的経費についてはある程度圧縮して、水道会計の健全化を図るということで取り組んできたところであります。

ようやく、起債も半分以下に償還が進んでおりますので、ただいまご指摘いただいたとおりに、老朽管の更新事業や、また漏水防止対策などについては、今後計画的に取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、その内容で計画書を県などに提出させていただきながら、国の交付金などを活用して事業化を図ってまいる予定でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 これも同僚議員、同じ会派の中で一般質問出ているようでありますから、これ以上は申し上げませんが、その中で、るる具体的なやり取りがあろうかと思えます。

私、申し上げたいのは、今、具体的な事業名を申し上げましたけれども、やっぱりやるべきものを計画的にやっていくと。これはごくごく当たり前な、町長としても、町の仕事として当たり前だと思うんです。このことを申し上げているんです。

それから、19年に大変だった云々と言うけれども、これは何言っているんですか。原田さん、あなたがトップとして、いわゆるぶなげでおったから、急になったわけじゃないですよ、でしょう。あなたの責任ですよ。何か10年もたつと、人ごとのようにいつもあなたおっしゃるけれども、こういう、いわゆる十分監督していなかったから、その負の部分が急に出たわけじゃないわけです。ここはちょっと今の答弁はいただけませんね。もう一回考えてお願いしたいと。19年の話、ちょっと申されましたけれども、この部分の監督責任はあなたでしょう。あなたが十分そのことに耳を傾けやらなかったから、つまり料金改定も含めて。

何か話、質問もちょっとおかしくなっちゃいますよ。今の話を、人ごとのように言われたものを可とすれば、議会のチェック機能としては甚だ問題でありますので、その辺は議長、ちょっと精査してください。

申し上げます。当然、やるべきことをやるということにしていくべきだと思うんですが、ちょっとお尋ね申し上げておきたい。具体的な詳細は、先ほど申し上げましたとおり、後日

の一般質問等予定されている方もいますから、具体的な内容は別ですけれども、別な言い方をすれば、何もしなければ黒字ですよ、これ。やるべきことをやって初めてどうだかという、やって何ぼの世界でしょう、やらないんだもん。というふうな指摘になるわけでありまして、どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 水道会計につきましては、歴史的な経緯までは触れませんが、平成に入った状況の中では、高料金対策ということで、地方交付税、水道企業会計に対する支援がありました。それが終了してしまいまして、その高料金対策によって水道料金が大幅に下がった時期がございまして、併せて、借入れをしながら老朽管更新、特に石綿管更新事業に精力的に取り組んだ時代がありました。その償還がかなり負担増になりまして、一方で、高料金対策が終了した中で料金改定が先送りされてきた経過があつて、平成19年に資金不足に陥ったということでもあります。

私自身は平成16年に引き継ぎましたし、その責任がないとは私は言いませんけれども、県水に100%受水するという体制の変更なども併せて、資金不足が顕著になってしまったというその責任の中で、料金改定については町民の皆さんにご負担をお願いしているわけでありまして、大変ご迷惑をおかけしたわけではありますが、水道企業会計の健全化のためにご理解をいただいて今日に至っているところでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 報告でありますから、簡単に後はやめますけれども、その辺、原田町長、俺、16年にして、その前のツケが19年に出たんだと。しゃあねえと言わねえけどもという、そのような、取れるような言い方しますと、じゃ、原田さんがお辞めになって、莫大な借金分をしょっていき新しい町長はどうなるんですか。あなたみたいなことを言ったらば、これからその職責は務まりませんよ、よく考えてひとつお願いしたい。その辺は議長、ちょっともう一回精査して再答弁を求めます、そのことだけについて。

今、申し上げた、とにかく取り組むべきものは取り組んでいく、お約束もあるわけです。そして、この水道事業はあれでしょう、いずれにしても将来は民営化になっていくわけでしょう。今のような状況、新聞等のマスコミです、いつになるか分かりませんが。今のような状況になりますと、川西町の水道管は、むるは、古いは、何も手つかっていないは、20キロという、35市町村で一番老朽管が多いという、さらに硬質塩ビ管も含めればすばらしい延長でしょう。これを受ける業者いなくなりますよ、町民の生活がどうなるわけですか。

そういうものを心配すれば、取り組むべきものは取り組んでいく。ここのことのご決意だけお尋ね申し上げます。19年の話と2つ、簡単にいいです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 過去の経緯については、先ほど紹介しましたが、当然、町政の継続性ということがございますので、その責任を負うのが私の役割でありましたので、収支が不足してしまったことという責任は、当然私にあるというふうに認識しております。

また、今後の取組についてであります。財政の健全化が見えてまいりましたので、投資的な経費については十分確保しながら、将来負担も見越して事業化しなきゃならない課題がありますので、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時ちょうどいたします。

(午前10時44分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

---

◎議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定について

◎議第52号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について

◎議第53号 川西町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第55号 町道路線の認定について

◎議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第3号)

◎議第47号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

◎議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長 日程第6、議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてから日程第15、

議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、本町の持続的な発展を目指し、川西町過疎地域持続的発展計画を定めるため、提案するものであります。

内容につきまして、針生まちづくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

本議案の審議につきましては、計画書の本文をつけさせていただいております。

さらに、別紙によりまして、説明の概要もつけさせてありますので、そちらのほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、過般の全員協議会におきまして、本計画の策定状況について、ご報告、ご説明を申し上げたところでございますが、本年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、本計画を策定してまいったところでありますが、その際、幾つかのご指摘もいただいております。その点を補足させていただきながら説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、概要書の1つ目でございますが、ご指摘いただいておりますのは、まず旧法では過疎地域自立促進法としてきたが、過疎地域新法では過疎地域持続的発展支援法となったことを、どのように受け止めて計画の策定に当たってきたのか、このようなご指摘と受け止めさせていただきます。

新法、持続的発展に関する支援法でございますが、特措法でございますが、議員立法として成立をしたものでございまして、法律の形成過程から、国の機関等から細かい情報等は示されておりませんが、新法には、旧法にはない前文、前の文、前文が加わっております。この部分に、国会において、本町を含む過疎地域の課題と現状についてうたわれているものと捉えております。この前文には、記載しておりますとおり、過疎地域の課題を人口の



減少、少子高齢化の進展など、社会経済情勢が長期にわたり継続していること。そのことにより、人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能確保と向上、そして、集落の維持、活性化等が喫緊の課題と指摘しております。

この間の移住促進施策や情報通信技術の利用の取組などを一定評価した上で、こうした取組をさらに加速させ、過疎からの自立という目標に向けまして、現状から後退することなく、持続して地域社会の形成が実現するように取り組むという方向性を示しているんだと思っております。それが、新法制定に託されたものと受け止めております。

法律の制定を受けまして、総務省からは、非過疎地域となることを目指し、新法に基づく特別措置を活用して、地域活性化の取組を積極的に推進していくことだと助言もされているところでございます。

旧法が成立した当初は平成12年、そして、延長されて平成22年当時の社会や経済の背景が、今とは異なっていることもございます。そして、それ以降これまでの間に、東日本大震災などをはじめとします大規模災害も発生した経緯がございます。こうした災害等、過疎地域だけではございませんが、本町を含む地域には、大きな影響や変化があったと受け止めてございます。

人口減少や少子化、高齢化がさらに進行する中であって、持続可能な地域社会形成を進めることということが大きな今後の課題だと考えております。今般、取り上げられておりますSDGs、誰一人取り残さない持続可能な社会の形成という理念もまた、この法律に生かされているんだと考えております。

また、新法には、持続的発展を支援する特措法とされております。より一層、当該地域が主体性を持って取り組むという考え方も示されていると受け止めてございます。

概要書の2つ目でございますが、その下で本町計画の策定について、法律は向こう10年をスパンとしているが、計画は、国や県の指導に応じて前期5年間としている。町としての長期的な展望をどう定めているのかというご指摘も頂戴いたしました。

本計画によって目指していくものは、かわにし未来ビジョンで明らかにしている方向と同一のものでございます。本計画は、既に策定をし、進めてございますかわにし未来ビジョンの政策、施策から、新法で定められました過疎地域の発展に資する計画の枠組みに沿いまして、国で定めた分野ごとに再整理をさせていただいて計画書に取りまとめたものでございます。その意味で、かわにし未来ビジョンと整合性を図り、策定してまいったとご説明申し上げたところでございます。

現在、かわにし未来ビジョンの終期は令和7年度としておりますが、町がその目標とする方向につきましては、本計画書の1ページから12ページまでの基本的事項に示しているところでございます。その中の7ページからの地域の持続的発展の基本方針の項目に、その目指していく方向を明らかにしているところでございます。

3点目の計画書の構成などにつきましてでございます。

計画に盛り込むべき項目、構成は、国により指導を受けたものでございます。

まず、目次、ご覧いただきますと、1つ目の基本的事項は、今、申し上げた内容でございますが、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、13のその他の持続的発展に関し必要な事項の分類そのものは、国により定められました。

この分類、分野の選定は、今、申し上げたように国の指定によるものですが、申し上げましたとおり、特措法前文にうたわれている国における過疎地域の課題と施策の方向性の打ち立て方が、色濃く反映されているものと考えております。

また、本過疎計画書に取り上げてございます計画の項目に記載している各事業は、令和3年度版の実施計画に取り上げてられているものとなっております。実施計画上は、およそ320あまりの事業数がございます。本計画書には重複もございますが、延べで170ほどの事業が載っております。過疎地域の発展に寄与するという視点で改めて取りまとめ、再編をさせていただいております。

さらに、この過疎計画によりまして、かわにし未来ビジョンに示した施策の何を重点化するのかというご指摘もございました。

未来ビジョン、つまり、総合計画では、10年ごとのスパンで町の将来像の実現に向けた施策の大綱となりますが、本計画は、この計画書に定めた分野、施策の区分ごとにまとめた過疎地域である本町が、持続的発展を図っていくための必要な事業と位置づけたものでありますので、何が重点なのかというよりは、過疎地域の適用を受けた本町にとりまして、この計画書にあるもの自体が持続的発展には大切なもの、重要なものといえることができます。なお、事業の修正、追加など、柔軟な対応を図るとさせていただきます。

さきの全協では、議決した計画書にある事業を追加などするのはいかがなものかのご指摘を頂戴いたしました。反対に、計画を決定したからと固定しては、情勢に応じた対応ができないのではないかとのご指摘も、またございます。

国においては、毎年推進する事業の変更や追加等の変更を申し出ることを認めてございます。国・県におきましては、施策の重点化などの変更が随時行われておりまして、本町自体

の優先度、重要度に重きを置きながらも、対応には柔軟さは必要と考えております。

4点目でございますが、まず1つ目に、国が、計画上、明確にするよう助言した内容を記載してございます。内容についてはお読み取りをいただきたいと思っております。3点載せてございます。

2つ目として、(2)は、計画書の、先ほど申し上げた2番から13番までの分野・分類ございましたけれども、その分野で、特に新法で新たに創設するとした分野でございまして、それには、1つ目の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、2つ目として、地域における情報化の推進、3つ目として、再生可能エネルギーの利用の推進、こうした分野を改めてつけ加えさせていただいております。

(3)につきましては、県が示しております置賜地域における重点事項でございます。

本計画の策定には、県の持続的発展方針を踏まえると定められておりまして、県方針にございました置賜の重点分野とされたものをここにご紹介を申し上げております。本町にとっては、直接的、あるいは間接的に関係性のあるものがございしますが、その点を踏まえた計画とさせていただきます。

なお、県との間では、事前協議、正式協議を行わせていただきまして、8月19日付で、県方針との整合性については、異存なしとの通知を頂いているところでございます。

さらに加えまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、行政が主導する施策への支援という面にとどまることなく、過疎の指定を受けた地域、本町も含まれますが、その地域における産業振興に資する業種において、例えば、製造業や情報サービス業などを指すこととなりますが、そうした事業を展開する民間事業者の活動面を税制で支援する措置なども含まれてございます。

民間活動を含めて、過疎地域の持続的発展をうたったものが、この法律の趣旨であるということをつけ加えたいと思っております。

なお、5点目以降の計画書の内容につきましては、本文からの主な取組を抜粋させていただいたものでございます。この内容につきましてはの説明は、一つ一つは割愛させていただきますけれども、以上、この特措法に基づく本町の過疎計画の策定についてご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第52号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により

本町の固定資産税を課税免除するため、提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして、私より、議第52号 川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定についてご説明をさせていただきます。

お手元に、議第52号の資料といたしまして、川西町過疎地域固定資産税課税免除条例の概要をつけさせていただきますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず1つ目、設定の趣旨であります。

川西町は、これまで過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の要件に該当するとし、国より公示されてきたところですが、同法が令和3年31日をもって効力を失い、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、川西町が、同法に基づく過疎地域の要件に該当する市町村として公示されたことから、同法の規定により固定資産税の課税免除に係る条例を設定するものであります。

2つ目、条例の内容でございますが、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業を営む法人や個人が、当該事業の用に供する設備（土地、建物、償却資産）を取得等した場合の当該設備に係る固定資産税を3か年度課税免除するものであります。

3の施行期日等でございます。

まず、本条例につきましては、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2つ目、これまでの川西町過疎地域固定資産税課税免除条例については廃止をし、廃止以前に行われた課税免除の決定は、なお従前の例によるものでございます。

以上、説明よろしくお願ひします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第53号 川西町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 それでは、命によりまして、私から、議第53号 川西町手数料条例の一部を改正

する条例の制定についてご説明申し上げます。

それでは、改正の内容につきましては、お配りしております概要書に基づきましてご説明申し上げます。

概要書の1番、改正の趣旨については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものです。

2、改正の内容については、個人番号カードの再交付手数料については、従来は町が申請者から徴収することとされていたところですが、法の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が申請者から徴収することになったため、当該手数料の規定を削除するものです。

また、通知カードの再交付手数料については、通知カードの廃止に伴い、当該手数料の規定を削除するものです。

3、施行期日については、公布の日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第55号 町道路線の認定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、メディカルタウン整備事業に伴い、商業区域並びに住宅区域内に新設する町道を認定するため、提案するものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第55号町道路線の認定について提案を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次の町道路線を認定するものであります。

路線番号30079、路線名、メディカルタウン1号線、起点、川西町大字西大塚字安海壇1390番地1、終点、川西町大字西大塚字安海壇1620番地4。

路線番号30080、メディカルタウン2号線、起点、川西町大字西大塚字横道1340番地8、終点、川西町大字西大塚字横道1333番地。

令和3年9月1日付、町長名の提案でございます。

内容については、別紙で認定路線図、ホチキスとめの資料があると思いますので、そちらをご覧くださいと思います。

認定路線図のほうにつきましては、この図面、ちょっと色分けで道路しておりますが、メ

ディカルタウン周辺のところでございまして、まず青で書いている部分が国道の路線でございまして、黄色の部分が県道でございまして、

この図面の一番下段になりますが、これについては、現在、整備を進めております一般国道の113号梨郷道路というところでございまして、黒で表示をしているのは現在の町道の路線というところでございまして、

①については、メディカルタウン1号線というところで、今後、商業地として整備が予定をされているところでございまして、②としては、住宅というところで、住宅内の町道ということで、この2路線を認定をお願いするものでございまして、

詳細については、もう一枚の図面をつけさせていただいております。

メディカルタウン整備の区域計画図でございまして、

ちょうど真ん中が道路で、町道高田仲沖線、置賜病院からの南北の路線でございまして、

町道認定路線をお願いする部分につきましては、高田仲沖線の右側でございまして、商業の開発予定地というところでございまして、こちらの上側のほうの商業予定地が先行して、スーパーマーケット、ドラッグストア等々の部分が先行して整備をされるという予定でございまして、このところにメディカルタウン1号線として、町道の認定をお願いするものでございまして、

②につきましては、町道高田仲沖線の西側になりますが、住宅区域の北側、こちらを先行して住宅開発をする予定でございまして、この内に整備されます町道の認定をお願いするものでございまして、

なお、①のメディカルタウン1号でございまして、おおむね延長的には150メートル程度を想定がされるところでございまして、この整備につきましては、町直営での整備を予定しているものでございまして、

②のメディカルタウン2号線につきましては、これについては、延長は約160メートルぐらいが想定をされているところでございまして、この道路の整備につきましては、山形県すまい・まちづくり公社のほうと協定を結びながら立替施行でしていただいて、整備された後に、町道として町のほうで負担金をお支払しながら、町道として管理をしていくというような予定をしているところでございまして、

以上、提案になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,202万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第46号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条の内容につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

第1条2項であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加・変更は第2表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

先に、第2条の内容からご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表地方債補正。今回は、追加2件と変更が4件ございます。

先に、追加の内容についてご説明申し上げます。

まず、一般単独事業、限度額870万円。こちらは、旧役場庁舎等のアスベスト調査に係る起債の設定でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりでございます。

2件目であります。一般補助施設整備等事業、限度額が250万円でございます。これは、変更のほうに記載しております公共事業等、この中の団体営土地改良事業に係る部分について、公共から事業精算によりまして、一般補助施設のほうに組み替えをするものでありまして、この2件が追加となります。

続いて、変更であります。公共事業等、補正後の限度額が1,590万円、補正前と比較しまして250万円の減であります。これは、ただいま申し上げました団体営土地改良事業の組

み替えによるものでございます。

次に、過疎対策事業、補正後の限度額が8億3,140万円、1,400万円の増となります。これは、メディカルタウン内の町道整備に係る分になります。

続いて、振興資金整備事業、補正後の限度額が4,620万円、850万円の増となります。このうち、350万円ほどが浴浴センター管理運営に係るもの、残りの500万円が道路維持管理経費として町道の改修等を行うものになります。

4点目、臨時財政対策債、補正後の限度額が2億4,341万3,000円、補正前と比較しまして1億658万7,000円の減となります。これは、普通交付税の算定が終了しまして、この確定によりまして減額となったものでございます。

変更後の補正後の限度額合計で13億2,011万3,000円、7,538万7,000円の減となります。

続いて、歳入歳出予算の内容であります、別紙の資料をご覧いただきたいと思えます。

議第46号 資料、こちらでございますが、令和3年度川西町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

先に歳出からご説明申し上げます。こちらは、性質別に区分した補正額及び補正の主な内容を抜粋してご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費でございますが103万8,000円の減額。こちらは、会計年度任用職員の報酬等に係る部分であります、配置状況に合わせて減額をするものでございます。

ナンバー2、補助費等2,828万7,000円の増。

この中で、1つ目、地区交流センター管理運営の報償金140万円の増、次の放課後児童クラブ運営報償金100万円の増、3つ目の子ども・子育て支援報償金100万円の増。これは、それぞれの欄の下段に記載しておりますとおり、川西商業協同組合から寄附金をいただきまして、その指定によりまして、地区交流センター、放課後児童クラブ、幼児施設等にお渡しするものでございます。

なお、町内の幼児施設の分は、物件費の中に計上をしております。

補助費等の4段目でございますが、コミュニティ助成補助金160万円の増であります。これは、補助金の交付決定によるものであります。

次の公共交通対策補助金374万8,000円の増、これは、バス路線維持に係る補助金の増額でございます。

次の障がい介護給付等278万円の増、併せて、次の障がい者自立支援医療（更正）給付122万円の増、この2件に関しては、令和2年度の国庫並びに県負担金の精算による返還金の増



額でございます。

次の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援補助金773万円の増であります。これは、施設の老朽化による大規模改修に充てる補助金の増額でございます。

次の保育料負担軽減助成補助金569万8,000円の増、これは、県が実施いたします保育料第3、第4階層の負担を軽減する補助金の増となります。

続いて、ナンバー3、物件費2,725万6,000円の増であります。

まず1つ目ではありますが、再生可能エネルギー導入目標策定委託料等ということで478万2,000円の増額であります。これは、国の採択を受けて実施する計画策定事業費の増額でございます。

1つ飛びまして、幼稚園施設事務経費委託料等556万7,000円の増額であります。これは、バス添乗員の委託に係る分でありまして、当初は、直接雇用して人件費で予算化しておりましたが、バスの運行に合わせてこちらにも委託するというので、組み替えを行うものでございます。

2つ飛びまして、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等1,101万2,000円の増額であります。これは、接種対象の年齢が、16歳からだったものが12歳からに年齢幅が拡大されること及び個別接種の医療機関に対して、診療時間外に接種を行った分に対する増額等を行うものでございます。

次の道路維持管理経費委託料100万円の増、これは、重機作業の増額等を行うものでございます。

次の放課後児童クラブ運営委託料324万2,000円の増、これは、放課後児童クラブの1単位が増えたこと並びに交付基準が改正されたことにより増額となるものであります。

続いて、ナンバー4、維持修繕費1,208万8,000円の増であります。

1つ目、道路維持管理維持修繕料として200万円の増額、これは、道路排水路のしゅんせつ並びに段差解消等を行うものでございます。

次の冬期交通確保修繕料1,000万円の増、これは、除雪期間に入る前に除雪機の整備修繕を行うため、増額するものでございます。

裏面をご覧ください。

ナンバー5、普通建設事業費（補助）1,185万6,000円の増であります。これは、元気な地域農業担い手育成支援農業機械整備等に対する補助金であります。新規採択を受け、5経営体分の補助金の増額を行うものでございます。

続いて、ナンバー6、普通建設事業費（単独）3,694万円の増であります。

まず1つ目ではありますが、旧役場本庁舎等アスベスト調査委託料でありまして919万6,000円の増額であります。これは、旧庁舎並びに中央公民館の調査を行う経費でございます。

1つ飛びまして、浴浴センター管理運営工事費として472万2,000円の増であります。これは、宿泊棟の屋根の改修などを行う経費の増額であります。

続いて、道路維持管理工事費500万円の増、町道2路線の補修を行うものでございます。

次に、メディカルタウン関連道路改良工事委託料等ということで1,400万円の増であります。これは、今年度実施いたします用地買収並びに測量設計等の経費でございます。

次の小学校施設維持管理工事費319万4,000円の増、これは、玉庭小学校の落雷被害を受けました火災報知器等の改修を行うものでございます。

続いて、ナンバー7、災害復旧費（単独）65万4,000円の増であります。これは、林業施設災害復旧の工事費として、林道内山沢線の復旧工事を行うものでございます。

続いて、ナンバー8、繰出金607万4,000円の減であります。

このうち、介護保険事業特別会計繰出金34万3,000円の増、これは、決算確定による増額であります。

次に、下水道事業特別会計繰出金641万7,000円の減、こちらも決算確定による減額でございます。

続いて、2の歳入であります。歳入につきましては、歳入の款ごとの補正額及び補正の主要内容を抜粋してご説明申し上げますが、この欄内において書いてある括弧書きにつきましては、特定財源として充当する事業名を記載しております。

ナンバー1、地方特例交付金823万2,000円の減額、これは、今年度の金額の確定による減額でございます。

ナンバー2、地方交付税1億8,705万9,000円の増であります。こちらも、今年度の普通交付税の算定が確定いたしましたので、こちらに合わせた増額となります。

ナンバー3、国庫支出金2,449万7,000円の増であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、併せて、その下にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、こちら2つ合わせまして1,101万2,000円となります。どちらも歳出で申しあげました新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当するものでございます。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円の増額であります。こちらは、認

知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に充当するものでございます。

次の子ども・子育て支援事業交付金108万円の増、こちらは、放課後児童クラブ運営事業に充当するものでございます。

次の二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金467万5,000円の増、こちらは、再生可能エネルギー導入目標策定事業に充当するものでございます。

次に、ナンバー4、県支出金1,617万1,000円の増であります。

まず1つ目ではありますが、放課後児童健全育成事業費等県補助金108万円の増、こちらも国と同じく、放課後児童クラブ運営事業に充当するものでございます。

次の保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金579万5,000円、こちらは、保育料負担軽減助成事業に充当するものでございます。

3つ飛びますが、元気な地域農業担い手育成支援事業費県補助金790万2,000円の増であります。これは、元気な地域農業担い手育成支援事業に充当するものでございます。

続いて、次のページをご覧ください。

ナンバー5、寄附金404万5,000円の増額であります。ブルーム満月ライブ様より4万5,000円、こちらは幼稚園備品整備事業に充当するもの、もう一件の川西町商業協同組合様からの寄附金400万円につきましては、地区交流センター管理運営事業をはじめ、記載の事業、幼児施設等も含めて充当するものでございます。

続いて、ナンバー6、繰入金6,486万9,000円の減額をするものでございます。

このうち、後期高齢者医療特別会計繰入金90万3,000円の増であります。こちらは、決算確定によるものでございます。

次の財政調整基金繰入金6,577万2,000円の減額であります。これは、今回の補正予算を組むに当たりまして財源調整いたしまして、この金額を減ずるものでございます。

続いて、ナンバー7、繰越金2,164万4,000円の増、前年度繰越金でありまして、決算確定による補正でございます。

続いて、ナンバー8、諸収入504万1,000円の増額。

このうち、町有施設損害共済金328万2,000円の増、こちらは小学校施設維持管理事業、玉庭小学校の落雷被害の財源として充当するものでございます。

1つ飛びまして、自治宝くじコミュニティ助成金160万円の増、こちらはコミュニティ助成事業に充当するものであります。

続いて、ナンバー9、町債7,538万7,000円の減額であります。

町有施設解体事業債870万円の増、こちらは、第2表でも申しあげましたけれども、旧本庁舎等のアスベスト調査事業、次の道路整備事業債1,900万円の増につきましては、道路維持管理経費並びにメディカルタウン道路改良工事に充てるものであります。

次の臨時財政対策債1億658万7,000円の減額、こちらは確定による減額であります。

最後、浴浴センター施設整備事業債350万円の増、浴浴センター管理運営事業に充当するものでございます。

歳入歳出ともに1億996万9,000円の増額補正の内容でありまして、なお、参考に欄外に記載しておりますけれども、今回の補正後の財政調整基金の残高は3億6,914万3,000円となります。令和3年度の標準財政規模67億2,093万7,000円に占める割合として、5.5%となっております。

説明は以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時50分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第47号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,219万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,129万4,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 それでは、命によりまして、私から、議第47号 令和3年度川西町国民健康保険

事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和3年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおりでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、お配りしております概要書でご説明させていただきます。

概要書の、初めに、1、歳出についてでございますが、第9款諸支出金、補正額は3,219万8,000円の増額でございます。内容につきましては、令和2年度分国民健康保険保険給付等交付金返還金です。こちらは額の確定によるものです。

歳出の合計額3,219万8,000円の増額です。

続いて、2の歳入についてでございますが、第6款繰入金、補正額は1,476万2,000円の増額です。内容につきましては、国民健康保険保険給付基金繰入金でございます。

続いて、第7款繰越金、補正額は1,743万6,000円の増額であります。こちらは、前年度の繰越金となります。

歳入の合計額3,219万8,000円の増額となります。

参考として、括弧書きさせていただきました補正後の川西町国民健康保険保険給付基金残高は1億171万3,000円であります。

以上で説明を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,461万円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第48号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げたいと思います。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付、町長名でございます。

内容については、別紙の議第48号 資料ということで、概要書をもって説明を申し上げたいと思います。

1の歳出でございます。

第2款公共下水道事業費80万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、家屋新築に伴い、公共汚水柵の新設設置の申請がありましたので、この工事を行うものであります。

第3款施設費715万9,000円の増額をお願いするものであります。

内容につきましては、管路調査業務委託というところで、管路内にカメラを入れながら管路の老朽度、こういったものを調査する業務でございます。これが303万4,000円でございます。

マンホール周りの修繕舗装工事ということで214万5,000円でございます。これについては、道路上にありますマンホールの段差解消ということで、これを予定するものでございます。

それから、マンホールポンプケーブルに支障があるところが1か所ありますので、ケーブル交換工事を行うものでございます。198万円でございます。

歳出合計795万9,000円であります。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、受益者負担金として7万4,000円の増額でございます。

第5款繰入金、一般会計繰入金として641万7,000円の減額でございます。

第6款繰越金、前年度繰越金で1,430万2,000円の増額でございます。

歳入合計が795万9,000円でございます。

歳出で申し上げました各工事関係の資料を裏のほうにつけておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

1枚目のところは、公共汚水柵の設置工事を予定しているところでございます。上小松地内でございまして、吉見接骨院さんがございますが、その東側のところに予定をするものでございます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。

管路施設調査業務でございます。A3版の資料、縦に見ていただくとお分かりかなと思いますが、場所については、ちょうど真ん中、小松小学校という記載しております。赤で塗られている区間でございまして、山形銀行さんの前の十日町になりますが、ここから錦屋さんの前の通りというところで、この区間について管路調査を実施するものでございます。

もう一枚めくっていただきたいと思います。

マンホールポンプのケーブル修繕工事の箇所でございます。これについては、大塚、西大塚地内でございまして、協同薬品さんがここに記載をしております、町道赤坂線でございますが、ここに桧第三中継ポンプがございますが、このマンホールポンプのケーブルが不具合でございますので、修繕をするものでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,663万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第49号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

令和3年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条につきまして、第1項については、町長がただいま申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、別紙、議第49号 資料ということで、概要をもって説明を申し上げたいと思います。

歳出でございます。

第3款施設費として、51万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、マンホール周りの修繕舗装工事ということを予定していますが、中大塚、下小松等々で管理しているマンホール周り、道路上での段差等々が、今後、除雪等での支障になるところも想定されますので、こういったところを想定しながら51万3,000円を補正するものでございます。

2の歳入でございます。

第4款繰越金、前年度繰越金として51万3,000円の増額でございます。

歳入合計が51万3,000円でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,638万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,877万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第50号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ



る。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、町長から申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付、町長名でございます。

詳細につきましては、別紙の議第50号 資料の概要をもちましてご説明を申し上げたいと思います。

1の歳出でございます。

第1款総務費、補正額1,706万5,000円の増でございます。

主な内容といたしまして、介護保険システム改修委託料の増、56万3,000円ということで、介護報酬の改正によるものでございます。

続きまして、令和2年度分国庫負担金・交付金の返還金873万7,000円の増ということで、国庫支出金の確定によるものでございます。

続きまして、令和2年度分社会保険診療報酬支払基金返還金776万5,000円でございます。これは、その他の返還金が確定したものでございます。

第4款基金積立金931万6,000円の増、介護給付費準備基金積立金の確定によるものでございます。

合計が、2,638万1,000円の増ということでございます。

続きまして、2の歳入でございます。

第3款国庫支出金22万円、主な内容といたしまして、介護保険事業費国庫補助金、先ほど申し上げましたシステム改修分の財源となるものでございます。

第7款繰入金34万3,000円、一般会計の繰入金、一般会計からの繰出金になるものでございます。

第8款繰越金2,581万8,000円、前年度の繰越金ということで、繰越金の確定によるものでございます。

合計が、2,638万1,000円の増となります。

参考といたしまして、補正後の介護給付費準備基金残高を記載しております。1億8,512万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和3年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,434万円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、私から、議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

令和3年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、お配りしております概要書によりましてご説明させていただきます。概要書。

初めに、1、歳出についてでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額307万7,000円の増額でございます。こちらは保険料等の負担分ということで、額の確定によるものでございます。

続いて、第3款諸支出金、補正額90万3,000円の増額でございます。こちらは、一般会計の繰出金でございます。

歳出の合計額398万円の増額をお願いするものでございます。

次に、2、歳入についてです。

第5款繰越金、補正額307万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、前年度

の繰越金でございます、額の確定によるものです。

続いて、第6款諸収入90万3,000円の増額でございます。こちらは、前年度の事務費負担金の精算でございます。

歳入の合計額398万円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 ひとつ、この過疎の関係、先ほど様々説明ありましたが、この事業は広範囲に計画されているおるわけでありましてけれども、私、本町のような自主財源に乏しい町は、引き続き過疎債の適用で事業に取り組むことができるということは、言い方がおかしいんですが、大変ありがたい事業なのではないかというふうに理解をしております。

その中で、ここの計画書を見ますと、広範囲に町のネーミング、本町でつけたネーミングというような表現があるようでございますが、地域振興拠点施設整備事業ということで抜粋した内容を見ますと、大きく4か所ほどに地域振興拠点施設整備事業ということで、1つには2番の産業の振興関係、あるいは5番の生活環境の関係、あるいは8番の教育振興関係、その他の持続的な事業に関する内容ということで、ここに地域振興拠点施設整備事業というものが出ておるわけです。

私、ちょっと不勉強でしたが、この戒名でいきますと、非常に国の上位事業があつて、そういう事業を目指している戒名かなということでもちょっと理解しておったことがありますけれども、1つの例で申し上げますと、今、庁舎の跡地関係ですけれども、分かりやすくです、そのことを聞くわけでないんですけれども、その資料の後段の中に財源、これも財源ですよ、過疎の関係、これは大変ありがたい。

しかし、跡地利用の関係で、地方創生拠点整備の交付金などの活用を目指すというふうにあるわけですよ。これは、この創生事業は国にあるメニューなんですよね、その事業の採択を目指していくということでしょう。そういう理解でありますけれども、そういう理解でいいんですね、まずね、大きな内容ですけれども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいまご指摘のとおりでありまして、より有利な財源ということで、地方創生の交

付金を一つの目玉として考えておりますが、それについては、1年、単年度で完成しなきゃならないということもございまして、総体としても過疎枠をはめながら、過疎債の有利な起債なども生かしながら取り組んでいきたいという考え方でありまして。

○議長 高橋輝行君。

○11番 9月定例の決算議会であります。今後も、我々も勉強しなければならないなということと、それから説明について工夫という中で、ちょっとそういう立場から提案をしてというか質問をするわけですけども、つまり、私のイメージとしては、国の、例えば、この跡地の関係ですよ、一つの例ですけども、国の地方創生拠点整備交付金事業というものがあると。その事業には様々なものがあると思いますが、本町ではこれだと。今のところは跡地の関係の、いわゆる有利な財源はこれでないかと、国のメニューのある、そういうことでしょう。

普通は、その事業を町が採択を受けまして、それに向かっていくということだと、非常に分かりやすいんですね、でしょう、そこを目指していくんだと。じゃ、そこを目指していくけれども、国の採択事業は、残念ながらそこに申請が可とならなかったと、認められなかったという場合もあるわけですよ、例えばね。そういう場合は、じゃ、どういうにしていこうかと。そういう場合でも、この過疎債は、跡地だけを、私、聞いているんじゃないよ。特別委員会やるから、それはまた別に議論する場合がありますと思いますが、そういう大きな国のメニューの事業がいっぱいあるわけですけども、本町に合った事業を創生資金で賄えればいいなと。駄目な場合でも過疎は使えと。ならば、駄目でなくてその事業を認めてもらえれば、10%なり20%なりパーセントは別として有利だということ併せてとこういうことでしょうか。

非常に分かるんですけども、今、やらなければならない、鶏と卵のような内容になると思うんですが、今やらなければならない問題と、それから事業認可になるかなんねか分かんねえものと、同時並行で進めるというのは多々あるわけですが、この辺やっぱり分かりやすく説明をいただきながら、ただ、事業をやるということだけでなく、この財源関係ですね。先ほど来申し上げましたとおり、監査委員からも、非常に計数は非常にゆとりあるように報告あるわけですが、実際問題厳しい内容だとすれば、この財源というような、今、言ったような上位事業を目指して、それが認められれば一番いいわけですからね。これはやっぱり、ある意味で政治力というものになると思うんです。

そういう努力が、非常に今の原田町長の場合、何かどこに運動して、上位事業が認められ

ているか、認められていないか、何か最後には、過疎地域には指定を受けているので過疎債使えるわと。分かりやすく言えば、70%は補助もらったと同じだというような安易な考え方でないと思うけれども、そういうふうには捉えられないような、本来の政治家として選挙で出て当選した者として、町民をリードするリーダーとして、分かるような動きがちょっと足りないんでないかというように思うので、今後、この過疎の計画を出しつつも目指す上位事業というものについて、我々にもう少しお話をいただきながら進めていただければ、この過疎事業と組み合わせた内容が、すつんと理解がさらに深まるのでないかというふうに思っているんです。

その辺、言っていること、あまり上手に、原田さんみたいに雄弁でないからうまく言えないけれども、お分かりいただけますか。その辺が大きく不足、努力されている姿は、今の菅さんでないけれども、一生懸命やっている姿は分かるんですけれども、言葉として入ってこなければ、なかなかお互いに共通認識を持ってない、同じまな板に上がることができないというように思うので、どうですか、今、よろしく。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 高橋議員がおっしゃるとおりでありまして、例えば100%の予算が必要なときに、この地方創生の臨時交付金を活用すれば、2分の1交付していただけると。残り2分の1を過疎で裏負担していくということにすれば、町の負担はぐっと圧縮になるわけでありますから、その交付金を活用するために、名称も変更しながら拠点施設整備ということを出して、内閣府ともやり取りなどさせていただいております。

その採択に向けては地方再生計画というのを立てて、それを基にしながら、地方再生計画というのは、具体的に何造るんだということを明確に示してください、予算は何ぼ必要なんですかということもしっかり提案してくださいということを言われておりますので、その意味では、ぜひ議会としっかり連携を図って計画策定を目指してまいりたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 原田町長の今の答弁は理解しないわけではないけれども、1つちょっと漏れている内容というか、つまり、だから、過疎でしょう、まず。これは分かったと、有利な財源分かったと。以下、繰り返さなくても以下同文ですよね。それを使える権利はあるわけだ、言うなれば町は、川西町はね。

だけれども、さらに国で進めているメニューの、いわゆる有利な事業があれば、この過疎

を使いながらも、さらにその事業にも認めていただければ、さらにプラスアルファのメリットがあるんでしょうと、こういうことなんです、でしょう。

そのプラスアルファの大きなメリットの部分が、私も政治家の端くれですから、政治力と、私は鈴木憲和代議士応援しておりますけれども、まずね。誰を応援しているかは別ですけども、そういう中で、国であればそういう代議士、県であれば舩山現人先生というような者とタイアップされるような事業が、目指してはいるんでしょうけれども、年間を通して見ると、なかなかそれが原田町長から伝わってこない部分が、非常にちょっと残念だなと思うんで、その辺はひとつ、過疎の事業の地域への指定を認めてもらって、ながらも、そういう上位事業というふうに進めていただきたいものだというように思うんです。

この資料も、何か最初過疎があって、交付金事業が後からみたいない感じもしないわけもないわけで、まずとにかく上位事業、こういう事業をするにはこうなんだと、国でこういうことをやっているんだということ、やっぱり一枚岩でお互いに議会も当局も、県も国も、代議士も含めできるようなリードしていただきたいと、こういうことなんです。分かっただけですか、お話だけ簡単でいいです。その辺がちょっと伝わらないものだから、何となく。

審査の際、ですから、今度、当局が課長関係、職員の問題なんです、財源です。この審査する場合、決算議会でありますけれども、財源について非常に不勉強な職員が多い、財政に聞かないと分からないという。

そうでなくて、この事業は、国が何ぼで、県が何ぼで、町何ぼなんだというような、これはひとつ、誰がどうというのでなくてお互いにです、我々も勉強しながら、説明の際も、ただ、この事業やりましたでなくて、この財源はこうですという、財源の関係。お互いに認識を深めながら理解をし、そして、そういう説明を努めてお願いしたいというふうに、この議会、思うわけですが、まず最初にその過疎の関係です、ちょっとお尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 地方創生の交付金につきましては建設に関わる部分が主でありまして、除却等についてはなかなか対応できないということがありまして、できる限り全体計画をまとめながら過疎計画の中で除却等を取り組み、そして、建設計画の中では有利な財源などをいただくように、先ほど、足りないんじゃないかという叱咤激励いただきましたけれども、議会と歩調を合わせながら、国・県に要望してまいりたいと思います。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

◎議案の委員会付託

○議長 日程第16、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第6、議第54号 川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてから日程第15、議第51号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を、内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第40号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第41号 令和2年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第42号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第43号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第44号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定について

○議長 日程第17、議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの7議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第39号 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第40号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第41号 令和2年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第42号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第44号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6会計の令和2年度歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をするものであります。

議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をいたします。

議員各位におかれましては、令和2年度各会計決算の認定についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、私から令和2年度の町政の概要についてご説明を申し上げます。

お手元に配付しております令和2年度主要な施策の成果及び予算実績報告書の1ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

(町長予算実績報告書朗読)

○町長 令和2年度の町政の概要について説明をさせていただきました。

次に、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況について有坂会計管理者から、川西町水道会計決算概要については奥村地域整備課長から、それぞれ報告させますので、よろしくお願いいたします。

○議長 有坂会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして、議第39号から議第44号までの一般会計並びに各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

お手元の令和2年度川西町各会計歳入歳出決算書をご覧ください。

最初に、目次の次のページ、各会計歳入歳出決算書総括表をご覧ください。

各会計の歳入歳出決算の数値につきましては、本表に記載のとおりであります。各会計の歳入に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計98.60%、国民健康保険事業特別会計98.95%、下水道事業特別会計



97.34%、農業集落排水事業特別会計99.43%、介護保険事業特別会計98.67%、後期高齢者医療特別会計98.06%であります。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算であります。

2枚めくっていただきまして、一般会計歳入歳出決算書、歳入の1ページをご覧ください。

本表に記載しております第1款の町税は、記載の7税目であります。町税全体の収入済額は13億8,168万7,836円で、調定額15億5,246万9,011円に対し、収入率は89.00%となり、前年度と比較しますと4.37ポイントの増となっております。

第2款の地方譲与税は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものでございます。

第3款の利子割交付金は、県民税として徴収された利子割額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第4款の配当割交付金は、県民税として徴収された配当割額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、県民税として徴収された株式等譲渡所得割収入額から町税費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第6款の法人事業税交付金は、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上、交付されたものであります。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。

第7款の地方消費税交付税は、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上、交付されたものであります。

第8款のゴルフ場利用税交付金は、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち7割相当額が交付されたものであります。

第9款の環境性能割交付金は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第10款の地方特例交付金は、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されたものであります。

第11款の地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて51億9,605万5,000円で、前年度と比較して2億557万3,000円の増額となっております。なお、地方交付税には、置賜広域病院企業団分として13億264万1,000円が含まれておりますので、本町分としては実質38億

9,341万4,000円となり、前年度対比2億1,755万円の増額となっております。

第12款の交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が還元されたものであります。

第13款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料が主なものであります。

第14款の使用料及び手数料は、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものであります。

第15款の国庫支出金及び第16款の県支出金については、特定の事業に対する国及び県からの支出金であります。

第17款の財産収入の主なものは、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売払い収入であります。

第18款の寄附金は、個人や団体の方々からご寄附いただいたものであります。

第19款の繰入金のうち特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものであります。また、基金繰入金は、庁舎建設基金など10の基金から繰り入れたものであります。

第20款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

第21款の諸収入は、第1項の延滞金加算金及び過料から第4項雑入までの内容であります。

第22款の町債は、公共施設整備事業などの特定財源として長期の資金を借り入れたものであります。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

以上、歳入合計の収入済額は143億8,515万9,687円で、前年度より33億3,808万6,390円の増額となり、調定額149億7,079万1,508円に対し、収入率96.09%であります。

次に、歳出について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は141億8,380万1,573円となり、予算現額147億7,809万2,000円に対して、全体の執行率は95.98%、歳入歳出差引残額は2億135万8,114円であります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計であります。2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の調定額に対する収入率77.22%であります。前年度と比較しますと3.16ポイント上がっている状況です。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は17億4,385万5,179円となり、全体の収入率は94.70%、前年度と比較しますと0.89ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は17億2,541万8,225円となり、全体の執行率は96.99%です。歳入歳出差引残額は1,843万6,954円であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金の収入率は100%。

第2款使用料及び手数料の収入率は95.72%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入の合計であります。収入済額は5億4,167万436円となり、全体の収入率は98.11%であります。

3ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は5億2,723万7,078円となり、全体の執行率は96.83%、歳入歳出差引残額は1,443万3,358円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金の収入は100%でございます。

第2款使用料及び手数料の収入率は98.57%であります。

歳入合計ですが、収入済額は9,882万4,662円で、全体の収入率は99.81%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は9,826万2,069円となり、全体の執行率は99.15%、歳入歳出差引残額は56万2,593円であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款介護保険料の収入率は98.63%となっております。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計であります。収入済額は19億3,985万5,711円となり、全体の収入率は99.73%であります。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は19億1,403万6,654円となり、全体の執行率は99.73%、歳入歳出差引残額は2,581万9,057円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入率は98.34%となっております。

歳入合計ですが、収入済額は1億8,404万2,128円となっており、全体の収入率は98.92%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は1億8,046万4,312円となり、全体の執行率は99.66%、歳入歳出差引残額は357万7,816円であります。

以上が一般会計及び各特別会計の決算の概要であります。

なお、各会計の末尾にはそれぞれの実質収支に関する調書、さらに、本決算書の末尾には財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、審査に供していただきますようお願いを申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私のほうから、議第45号 令和2年度川西町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げたいと思います。

資料のほうであります。令和2年度の川西町水道事業会計決算書、この冊子をもって説明をさせていただきます。

まず初めに、この決算書の13ページをお開きいただきたいと思っております。

水道事業報告書ということで、1、概況、総括事項でございます。

令和2年度の水道事業につきましては、平成29年度に策定をいたしました川西町水道事業経営戦略及び川西町水道事業の経営計画に基づきながら、安定した経営を目指しながら、良質な水を提供するために、水道施設の整備、これに取り組みながら、安定した給水の確保に努めたところでございます。

特に、過年度分の未収金対策につきましては、徴収員による納付相談、水道料金等滞納整理事務取扱要綱に基づきながら給水停止を伴う催告を実施し、不誠実な滞納者につきましては給水停止措置なども執行したところでございます。

また、一般会計からの出資金、これを基にしまして、一般県道大塚米沢線自歩道設置工事

に伴う配水管の布設工事、このほか、メディカルタウン内の町道への給水管の布設工事、こういった建設改良工事に取り組んだところでございます。

イの給水状況でございます。

令和2年度末におきます給水人口であります1万4,454人で、前年度と比較をしまして306人の減少となったところであります。配水量につきましては、年間総配水量207万7,337立方メートルで、前年度と比べまして3万8,172立方メートル増加をしたところでございます。1日平均の配水量でございますが5,675立方メートルで、前年度と比較をして103立方メートル増加したところでございます。年間の有収水量であります154万3,872立方メートルで、前年度より3万7,095立方メートル減少し、有収率については74.3%という実績になったところでございます。

(ロ)の財政状況でございます。

令和2年度の財政状況につきましては、水道会計の収入減となります給水収益が、前年度と比較しますと982万6,000円の減収となったところでございます。一方で、歳出に係る費用につきましては、様々、削減に努めながら2,705万8,000円の費用の減となったところでございます。

以上のことから、令和2年度の決算につきましては、収益的収入及び支出につきましては3,196万2,000円の当年度の純利益となったところでございます。

以上が決算の概況でございますが、引き続き安全で良質な水の供給を図りながら、住民の給水サービスの向上に努めるとともに、一層の経営努力に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、決算書の1ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

1ページ、2ページにつきましては、(1)として収益的収入及び支出になります。

まず、上段の収入でございます。

第1款水道事業収益でございますが、記載の営業収益から営業外収益、特別利益、これをトータルしまして、決算額だけ申し上げます。4億7,966万2,903円でございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用、第1項から第3項までのトータルで、決算額4億3,180万9,381円の決算でございます。

続きまして、3ページ、4ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

(2)として、資本的収入と支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款の資本的収入でございます。第1項の企業債から第3項の工事負担金まで合わせて、決算額で4,771万1,852円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出でございますが、第1項建設改良費から第3項の国庫補助金返還金、これを合わせまして、決算額であります1億9,519万7,910円となったところでございます。

3ページの下段のほうに記載をしておりますが、資本的収入、それから資本的支出の差がございます。差し引きますと1億4,748万6,058円、これが不足する額になりますが、この額につきましては、記載のとおり、消費税、資本的収支調整額、それから過年度、現年度分の損益勘定留保資金、これで補填をするものでございます。

資料、6ページのほうお開きいただきたいと思っております。

損益計算書でございます。

1の営業収入でございます。(1)の給水収益から(3)のその他営業収益として、トータル4億2,526万9,601円でございます。

2の営業費用でございますが、1の原水及び浄水費から(7)のその他営業費用まで合わせて、3億7,229万1,142円でございます。

営業利益としましては、先ほどの営業収益を加えますと、営業利益としましては5,297万8,459円でございます。

3の営業外収益でございます。受取利息から雑収入までトータルをして、1,191万7,362円でございます。

4の営業外費用でございます。これについては雑支出ではございませんので、(1)の支払利息と企業債の取扱諸費ということで、3,257万3,104円というところでございます。

営業利益につきましては、右側になりますが、マイナスの2,065万5,742円でございます。

5の特別利益でございます。(1)の特別利益については335円というところでございます。

6の特別損失でございますが、(1)の特別損失として36万654円でございます。当年度の純利益でございますが、3,196万2,398円でございますが、前年度の繰越利益の剰余金が2億3,354万8,263円でございますので、当年度末の処分利益剰余金としましては、2億6,551万661円となったところでございます。

続きまして、資料のほうですが、11ページ、それから12ページ、貸借対照表をご覧くださいと思います。

最初に、資産の部であります。

1 固定資産であります、(1) 有形固定資産であります。この土地からチの建設仮勘定までトータルをして、28億3,422万6,196円でございます。なお、この資産の詳細については、決算書の25、26ページのほうに掲載をしているところでございます。

2の流動資産であります、現金預金、それから未収金、(3)の貯蔵品等を含めまして、2億8,733万4,521円でございます。資産の合計であります、31億2,156万719円でございます。

12ページのほうでございますが、次に、負債の部であります。

固定負債であります、1の企業債でございますが、建設改良の財源に充てるための企業債として13億6,311万2,453円でございます。

流動負債につきましては、1の企業債から5のその他流動負債まで合わせまして、1億9,822万3,634円でございます。

5の繰延収益でございますが、長期前受金ということでトータルをしますと、2億7,914万91円でございます。負債の合計としましては、18億4,047万6,178円でございます。

次に、資本の部であります。

資本金、自己資金であります、9億4,969万3,209円でございます。6の剰余金でございますが、(1)の資本剰余金として、この工事負担金からハの受贈資産の評価額まで合わせますと3,822万5,243円でございます。(2)の利益剰余金でございますが、減債積立金、利益積立金、それから当年度末の処分利益剰余金等でございますが、ここに当期純利益3,196万2,398円、これを加えまして、利益剰余金の合計ではございますが、2億9,316万6,089円となったところであります。剰余金の合計でございますが、資本剰余金と利益剰余金を加えまして3億3,139万1,332円でございます。

資本の合計12億8,108万4,541円でございます。負債と資本の合計であります、31億2,156万719円でございます。

次に、資料、また飛びますが、20ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業会計のキャッシュフローの計算書でございます。

最初に、業務活動によるキャッシュフローであります、当期純利益から起債の支払利息及び企業債取扱諸費まででございます、トータルで、業務活動に関するキャッシュフローについては1億6,982万1,656円でございます。

次に、投資活動によるキャッシュフローであります、有形固定資産取得による支出と国

庫補助金等による収入でございまして、これについては、マイナスの16万5,043円でございます。

次に、財務活動によるキャッシュフローであります。企業債による収入から出資金による収入、合計しまして、マイナスの1億16万1,570円でございます。

それぞれ業務活動、投資活動、財務活動、3つを加えましてトータルで、1,949万5,036円となります。資金の期首残高で1億8,241万4,088円ございましたので、資金増加額を加えますと、期末の残高として2億190万9,124円というところでございます。

なお、この金額については、貸借対照表であります流動資産の現金、預金額、これと合うというところでございます。

以降、資料については、21ページからは詳細の資料でございますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。なお、併せて、決算説明資料、こちらのほうで明細もつけておりますので、併せてご覧をいただきながら審査をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時50分といたします。

(午後 2時38分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

---

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該7会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は監査委員席にご着席ください。

---

#### ◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員島貫憲明君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

(監査委員 島貫憲明君 登壇)

○監査委員 令和2年度川西町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の経過と概要について、ご報告を申し上げます。

初めに、1ページをお開きいただきます。



令和2年度川西町各会計決算審査意見書。

## 第1、審査の概要。

### 1、審査の対象。

(1) 令和2年度川西町一般会計歳入歳出決算及び関係書類から(8)財産に関する調書まで、記載のとおりでございます。

### 2、審査の期間。

(1) 一般会計及び特別会計、7月9日から7月21日まで、延べ9日間でございます。

(2) 公営企業会計、7月1日、実施いたしました。

### 3、審査の場所、記載のとおりでございます。

### 4、審査の手続。

(1) 一般会計及び特別会計。

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する書類、財産に関する調書、さらに監査基準に基づいて、町補助金の交付状況、工事請負契約執行状況及び予算執行における不用額に関する調書、その他関係書類等諸表、証拠書類等を照合し、関係職員に説明を求めるとともに、会計経理事務は関係法令に準拠して正確に処理されているか、決算時の計数は正確かなどに主眼を置き、その他必要と認める事項の審査を実施いたしました。

(2) 公営企業会計。

町長から提出されました水道事業会計決算報告書について、決算は水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかについて検証するため、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書を基に会計帳票及び証拠書類等との照合精査を行うなど、必要と認める審査手続により実施をいたしました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経営の経済性発揮及び公共性確保を主眼として実施をいたしました。

2ページに移ります。

## 第2、審査の結果。

審査に付された一般会計並びに特別会計6会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤り

のないものと認めました。

なお、各会計において留意すべき事項につきましては、各会計ごとに記述をいたしました。決算の規模等につきましては、省略をさせていただきます。

4ページに各会計の決算ということで、(1)一般会計ですが、詳細な決算の内容につきましては省略をさせていただきます。5ページ、先ほどありましたけれども、今年度の令和2年度の実質収支1億6,164万4,000円、単年度収支は△の1億476万8,000円、実質単年度収支が7,880万7,000円でした。

次に、ページを、19ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の留意すべき事項ということで記載をさせていただきます。

まず、1、決算収支の状況といたしまして、令和2年度の形式収支は2億135万8,000円、実質収支、単年度収支、実質単年度収支、ただいま申し上げたとおり、7,880万7,000円の黒字でした。

2つ目が、予算の執行状況についてですが、予算額に対する決算額の割合は、歳入で97.3%、歳出で96%でありました。

次に、3つ目、町債の償還状況についてであります。令和2年度の町債の償還は次のとおりであるということで表に記載をさせていただきます。2年度債の残高ということで、一般会計は142億7,723万4,016円、農集排が5億76万215円、下水道が27億8,795万3,647円と。令和2年度一般会計における起債発行額が23億5,971万3,000円でした。ということで、後段に書いてありますが、今後、起債管理に十分留意し、財政健全化に努めていただきたいということでございます。

次、4番目の財政状況についてでございますが、これにつきましては、20ページの上段のほうに、財政分析指標ということで平成29年度から4か年ほど数値を記載してございます。

経常収支比率が94.2、将来負担比率が145.5、実質公債費率が12.9、財政力指数が0.252ということで、経常収支比率は前年より1.7ポイントほど増加してございます。この数字が高くなればなるほど、財政が硬直していくというふうなイメージでございます。

また、この将来負担比率でございますが、今年度145.5ということで、前年より11ポイントほど高くなっています。これは、当然、分子となります地方債残高が増えているというふうなことが要因でございます。

実質公債費率は3か年の平均ということになりますので、今年度は12.9ということで、前年度と比較しますと、ほぼ同じ、0.2ポイントほど減少していると。

最後のエの財政力指数ですが、これについては昨年と同じようで、0.252ということで、財政力がこの数字からして弱いということで、依存財源に頼る体質になっていることから、財政運営には注意を要します。

また、地方交付税の規定により云々というふうに書いてございますが、財政力指数が1を超える場合は、地方交付税の不交付団体というふうになるわけでございますので、この数字が大きければ大きいほど、財政力が強いというようなことになると思います。

今後の地方財政につきましては、依然として厳しい財政環境が予想され、地方交付税の依存度が高く、交付額の多寡によって指標が大きく左右されるため、今後、公債費や社会保障費関係の増加が予想されることから、引き続き、起債発行の適正化、事業の選択など、基礎的財政収支の健全な運用をすることが重要だと思えます。

次に、一般会計のほう終わります、29ページ、国民健康保険事業特別会計でございます。

この決算の状況、第1表等につきましては記載のとおりでございますので、内容は省略をさせていただきます。

31ページに、国保事業の留意すべき事項ということで、国民健康保険税の令和2年度決算における不納欠損額1,165万4,000円、収入未済額8,600万3,000円、歳出における不用額が5,356万円となりました。

収入未済額につきましては、前年度比で1,787万8,000円ほど少なくなりましたが、依然として滞納繰越額が多いため、早急に事務処理に当たっていただきたいと。また、現年分の収納率が96.66%で、滞納分を含めると77.22%と低く、今後、なお一層、収納率の向上に努めていただきたいと思えます。

次に、32ページの下水道事業特別会計につきましては、内容を省略させていただきます。

特に留意すべき点につきましては、特にございませんでした。

次に、35ページに移ります。農集排事業特別会計でございます。

これにつきましても、決算の内容につきましては省略をさせていただきます、36ページに留意すべき事項ということで、本来の農集排は、全員加入というようなことが目的でございますので、今後とも加入率向上に努めていただきたいと思えます。

次に、37ページに移ります。

(5)の介護保険事業特別会計、この決算内容につきましても省略をさせていただきます。

次に、39ページの(6)後期高齢者医療特別会計、この決算内容につきましても説明のほうは省略をさせていただきます。

次に、40ページの（7）水道事業会計についてでございます。

詳細な内容につきましては省略をさせていただきます、45ページに、水道事業会計の留意すべき事項ということで記載してございます。

管路経年比率は、類似団体より非常に高い状態にあり、管路の更新は進んでいない。なお、有収率向上のための漏水防止対策及び老朽管の更新工事を、今後、計画的に進めていただきたい。

なお、水道事業の経営環境が厳しくなることから、経費の節減及び収納率向上、未収金対策をさらに強化していただきたい。

今後、経営の安定を図り、良質な水の提供を目指し、今後、さらに経営努力をしていただきたいという内容でございます。

最後になりますが、47ページ、（8）に財産に関する調書ということで決算書における財産に関する調書、ここから整理をして記載をいたしました。公有財産、別表のとおりでございます。

また、48ページの基金につきましても、年度中動いた数字、期末の現在高ということで記載を整理いたしました。

以上、令和2年度の一般会計、特別会計並びに水道事業会計の決算審査の報告を終わります。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

---

#### ◎発議第25号 特別委員会の設置について

○議長 日程第24、発議第25号 特別委員会の設置について、これを議題とします。

決算特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、令和2年度川西町一般会計ほか6会計の決算を審査するための特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

緒形議会事務局長。

（事務局長議案朗読）

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎請願の付託

○議長 日程第25、請願の付託を行います。

今回、受理いたしました請願は2件であります。

請願第5号 米の需給調整に関する請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員伊藤 進君。

伊藤 進君。

○7番 それでは、私のほうから、朗読をもって説明とさせていただきます。

請願書を1枚めくっていただいて、米の需給調整に関する請願。

コロナ禍による予期せぬ需要減等により主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、令和3年6月末で219万トンと適正水準とされる180万トンを大幅に超過しています。

農林水産省は令和3年7月29日の食糧部会において、3年産米の生産量見通し693万トン(作付け転換△6.7万ha)をほぼ達成したとしていますが、この見通しはコロナ禍による予期せぬ需要減まで見込んでいるものではなく、今後の作況が豊作基調となればさらに生産量は増加します。

令和2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落、加えて4年産作付け転換にも上乘せされ、稲作を根幹とする本県農業への甚大な影響が懸念されます。

つきましては、持続可能な水田農業の維持・発展に向け、国に対し下記事項について意見書の提出をお願いいたしたく、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

記。

コロナ禍による予期せぬ需要減に対して、政府備蓄米の運用改善等あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施、さらには倉庫の新設や低温倉庫の改修にかかる支援等、出来秋に向け

た出口対策を強化・拡充すること。

令和3年8月24日。

請願者、川西町大字上小松978-1、山形おきたま農業協同組合、代表理事組合長、若林英毅、山形おきたま農協農政対策本部、本部長、後藤昌弘。

川西町議会議長鈴木幸廣殿宛であります。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第6号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げることを求める意見書提出についての請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員島貫 偕君。

島貫 偕君。

○6番 請願文書表。

請願第6号、件名、新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げることを求める意見書提出についての請願書であります。

めくっていただきまして、内容。

コロナ禍をいかにして収束させるかは全国民最大の関心事であり願いです。目の前の報道に一喜一憂するのではなく、足元から現状を正しく見つめ、ひとつひとつ解決の方途を探ってゆかねばなりません。

そもそも新型コロナの騒ぎの拡大は、未知ゆえの過剰な恐怖から、コレラ（三類感染症）より危険な二類相当の指定感染症とされたことに由来します。そのことによって、無症状の病原体保有者も含めた感染者には入院勧告、就業制限、濃厚接触者の外出自粛要請といった規制が生じるとともに、社会的には緊急事態宣言発令等による行動制限措置が可能になり、全国民的に社会活動が著しく制限されることになりました。新型コロナが二類相当の指定感染症であっていいのかどうかの検証こそが、コロナ禍収束に向けての第一歩です。

新型コロナで騒がれるようになって1年半、令和3年8月19日現在の山形県内感染者数は2,660人（0.25%）死者数は47人（0.004%）、致死率1.7%です。99.75%の県民は感染してなくて、99.996%の県民は新型コロナで死んでおりません。全国もほぼ同様の数値です。

明治時代前半、日本はコレラに苦しみました。明治19年（1886）年の山形県のコレラ患者数2,217人、そのうち1,510人が亡くなっています。致死率は実に68%でした（全国患者数15万5,923人 死者数10万8,409人 致死率70%）。

これに比して新型コロナでは、検査で陽性とされて社会生活上大変な思いをする人はあっても、実際に新型コロナ感染症という病気に罹って苦しむ人を見ることは滅多にないというのが現実です。

五類感染症である季節性インフルエンザは、特効薬やワクチンがある中で、毎年1,000万人を超える患者が発生し、関連も含めて死亡者数は約1万3,000人です。比較して新型コロナの昨年1年間の死亡者数は3,466人、割合も全死亡の0.25%であり、冷静に判断すれば、感染症としてはインフルエンザと同じ五類感染症相当で良いことはだれの目にも明らかであり、多くの専門家の意見でもあります。

五類感染症であれば、医療機関の指定も制約も外れることで、治療を必要としている方ほどの医療機関でも受診できるようになり、人口当たり世界一のベッド数を誇る我が国において、医療崩壊は起こり得なくなります。また国民も、指定感染症二類相当ゆえの諸々の規制から自由になることで、正常な経済社会活動を取り戻せる道筋が開けてくることはまちがいありません。

以上の事から、一日も早い国民生活正常化のために、新型コロナウイルス感染症を現在の指定感染症二類相当から五類感染症にすみやかに変えることを、貴議会として国に対して要望する意見書を提出していただくことを、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

令和3年8月24日。

請願者、最上郡戸沢村大字岩清水99-6、代表、斉藤美千代さんです。

以上です。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、山形県町村議会議長会会長から、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、「新しい提案」実行委員会及び全国青年司法書士協議会から、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、全国積雪寒冷地帯振興協議会から、豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書の議決について、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」から、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること、公益社団

法人東置賜シルバー人材センターから、超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望、会派十四郷クラブ及び井上晃一議員から、一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高畠町大字福沢地内）信号の矢印灯器の設置に関わる要望が、既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午後 3時22分）